

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市大谷池土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）安井第1地区）を行うことについて令和6年7月30日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和6年8月20日から同年9月9日まで縦覧に供する。

令和6年8月6日

香川県知事 池 田 豊 人